

## 納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象

国民年金保険料は、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税金が減額されます。なお、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、国民年金保険料を納めたことを証明する「社会保険料控除証明書」の添付が必要です。

### ● 11月上旬に日本年金機構から社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が届きます

同証明書には、今年1月1日から9月30日までに納めた保険料額と、年内の納付見込み額が記載されています。

なお、10月1日から12月31日までに、今年初めて国民年金保険料を納付した人は、来年2月上旬に送られてきます。

### Q. 家族の国民年金保険料を納めた場合、社会保険料控除の対象となりますか？

A. 対象になります。自分の保険料だけでなく、配偶者や子どもなど、家族の国民年金保険料を納付した場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

### Q. 納め忘れた昨年の保険料を今年納付しましたが、控除の対象になりますか？

A. 対象になります。今年1月から12月までに納付した全額が対象になりますので、過去の年度分や追納した保険料も含まれます。

問い合わせは、大牟田年金事務所（☎52・5294）、市健康づくり課（☎77・8533）、大和・三橋庁舎市民サービス課まで。

## 保育園などへの入所申し込みは11月5日から



来年4月から保育園や認定こども園に入園する園児の入所受付を行います。申し込み先は右表のとおりです。

● **受付期間** 11月5日（月）～10日（土）。なお、保育園ごとに日程の指定あり。10日は保育園と認定こども園でのみ受け付け（市役所での受け付けは行いません）

● **時間外受付** 11月8日（木）は、柳川庁舎1階子育て支援課で午後8時まで受け付け

● **必要なもの** 印鑑、マイナンバーカード、運転免許証など本人確認ができる書類、就労証明書など家庭で保育が困難なことを証明するものなど

問い合わせは、子育て支援課（☎77・8523）まで。

### ● 申し込み先

継続して入園したい	入園中の保育園や認定こども園
新しく入園したい	▷入園を希望する保育園や認定こども園 ▷柳川庁舎1階子育て支援課、大和・三橋庁舎市民サービス課

## ひとり親家庭のお父さんお母さんを支援

ひとり親サポートセンターは、ひとり親家庭などを対象に相談会や講習会を開催します。

### □ 養育費電話相談

相談内容によって1時間無料の弁護士相談クーポンを発行します。

※離婚協議中の人も相談可

● **日時** 平日の午前9時～午後5時、毎週土曜と第1・第3日曜の午前9時～午後4時

### □ 無料弁護士相談（要予約）

● **日時** ▷11月7日（水）、12月5日（水）＝午後1時～3時▷11月14日（水）、28日（水）＝午後6時30分～8時30分

● **会場** クローバープラザ（春日市原町）

● **人数** 先着各4人

電話相談や予約、問い合わせは、同センター（☎092・584・3931）まで。

## 光回線サービスプラン変更は契約先をよく確認してから

### 【事例1】

「フレッツ光（NTTが提供する光回線）をご利用の方へ、基本料金500円が無料になる」という電話があった。プランを変更するだけと思ったが、工事に来るといので、訪問を承諾した。後で不安になり、NTT西日本へ電話をすると、「NTT西日本はそのような勧誘をしていない」と言われた。断りたくてもどこに連絡してよいかわからない。

### 【事例2】

「フレッツ光をご利用の方へ、これまでより料金が1000円安くなる」という電話があった。工事は必要ないと言われ、プランの変更をするだけだと思い承諾した。1か月後、請求書が届いたことでNTTとは別の会社と契約していたことがわかり、解約を申し出たら違約金1万円を請求された。

### 【アドバイス】

NTTから回線を借り受けた事業者が光回線サービスを提供することを「光コラボレーション（コラボ光）」といいます。コラボ光を提供する事業者の増加に伴い、当センターに寄せられる相談も増加傾向にあります。コラボ光に変更すると、NTTとの契約ではなくなります。勧誘を受けたら、必ず事業者名、サービス名、連絡先の電話番号を聞き取っておきましょう。

事例1の場合、光回線のオプションである「光電話」の基本料が無料になると勧誘していると思われるが、光回線の基本料金やプロバイダ料金、オプション料金などが別途必要になります。「無料」という言葉に惑わされず、総額やサービス内容を比較して、検討するようにしてください。



消費者庁イラスト集より

また、契約期間が2年、5年などと決められている場合がほとんどで、事例2のように、契約更新月以外に解約すると、違約金を請求されてしまいます。

電話で承諾した後は必ず事業者から契約内容に関する書面が届きます。書面が届いて8日以内であれば、初期契約解除制度を利用して契約を解除することができます。届いた書面にしっかりと目を通し、勧誘時の説明と違う点などがあれば、早めに消費生活センターに相談してください。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、9:00～16:30、☎76・1004）まで。

## 11月9日から秋季全国火災予防運動

「忘れてない？ サイフにスマホに 火の確認」



住宅防火対策などを重点に、11月9日（金）から15日（木）まで秋季全国火災予防運動が実施されます。

### ● 住宅防火、いのちを守る7つのポイント

#### 【3つの習慣・4つの対策】

▷3つの習慣

①寝たばこは、絶対やめる②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する③ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

▷4つの対策

①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器（右参照）を設置する②寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する③火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する④お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

## 住宅用火災警報器の適切な設置・維持管理を

全国的に住宅用火災警報器の設置率は向上し、住宅火災による逃げ遅れ被害は減少していますが、新潟県糸魚川市で発生した大規模な火災などは起きています。火を出さないことは重要ですが、早い段階での火災覚知のためにも住宅用火災警報器は、正しく設置・維持管理しましょう。

また住宅用火災警報器は「火災の場合」に警報が鳴るほか、「電池切れ」や「機器の異常」などでも警報が鳴ります。警報が鳴った場合は、消防へ通報する前に周囲を確認し、まず「火事」か「火事でない」かを調べましょう。火災予防運動期間中に住宅用火災警報器の点検をお願いします。

問い合わせは、市消防本部予防課（☎74・0121）へ。